

**浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について  
(3号機 余熱除去系の蒸気凝縮機能削除に伴う変更)**

平成 18 年 11 月 2 日

平成 18年 10月 17日、原子炉等規制法 ( 1)に基づき、国に原子炉施設保安規定( 2)の変更認可申請を行っておりましたが、昨日、国より保安規定の認可書 (11月 1日付け認可)を受領しました。

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

[\(申請内容については、当社ホームページ参照\)](#)

- 1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第 37条第 1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項 (保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

以 上